

令和6年度甲種防火管理新規講習の開催について（ご案内）

- 1 日 時 令和6年9月26日（木）・27日（金）
第1日目 9時～16時 第2日目 9時～15時
受付時間 8時20分から8時50分まで
- 2 場 所 余市町黒川町6丁目25番地2
北後志消防組合余市消防署3階講堂
- 3 受講対象者 ① 防火管理者選任義務のある事業所
防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的または
監督的な地位にあるもの（今後成りうる者も含む）
② 防火管理者選任義務のない事業所または選任済の事業所
地位等は問いません。
- 4 受付期間 8月1日（木）から8月30日（金）まで
申請方法 同封の受講申請書に所要事項を記入し最寄りの消防署・支署
に提出してください。※郵送不可
- 6 受講料 無 料
- 7 教材図書 防火管理講習テキスト（東京法令出版）
4,345円（消費税込み）
申請書記載の希望者に第1日目の会場で業者が販売します。
- 8 問い合わせ先 上記のほか、詳細につきましては最寄りの消防署・支署又は
消防本部予防課にお問い合わせください。
- 電話番号 余市消防署 23-3711 古平支署 42-2068
積丹支署 44-2352 仁木支署 32-2644
赤井川支署 34-6033 消防本部 23-3759
- 9 その他の注意事項
- (1) 開講以後の受付は致しませんので、両日とも受付時刻を厳守し、必ず受講票に印を受けて下さい。（第1日目の受付で受講票をお渡しします。）
- (2) 開講中の外出は認めません。昼食時間を除き開講中に外出した場合は、受講票に印があっても修了証を交付しないことがあります。
- (3) 講習終了後、修了証の交付時に受領印を頂きますので、第2日目には印鑑を忘れずに持参願います。
- (4) 新型コロナウイルス感染状況によっては延期または中止する場合がございます。

参 考

防火管理者を選任しなければならない事業所とは
(消防法施行令第1条の2第3項)

- 1 収容人員10人以上の「福祉施設等（グループホーム等）及びこれらの事業所が混在している複合用途対象物」

- 2 収容人員30人以上の「映画館、集会場、キャバレー、遊技場、料理店、飲食店、百貨店、物品販売店舗、ホテル等、病院、福祉施設等、幼稚園、特殊な浴場及びこれらの事業所が混在している複合用途対象物」

- 3 収容人員50人以上の「共同住宅（寮・アパート）、学校、図書館等、一般浴場、車両停車場、スタジオ等、車庫等、寺院、工場、作業場、倉庫、その他の事業所（官公署等）及びこれらの事業所が混在している複合用途対象物」